

第 60 回入札監理小委員会

議 事 録

官民競争入札等監理委員会事務局

第 60 回入札監理小委員会

日 時：平成 20 年 10 月 3 日（金）18：05～20：10

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

議事次第

1 実施要項（案）の審議

- 外務省研修所の管理・運營業務（外務省）
- 公害健康被害補償業務の徴収業務（（独）環境再生保全機構）
- スポーツ施設の管理・運營業務（（独）日本スポーツ振興センター）

2 その他

<出席者>

（委員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員、内山専門委員

（外務省）

外務省研修所 石田総括指導官、高野事務主事、斉藤外務事務官、星川外務事務官

（（独）環境再生保全機構）

補償業務部 折田部長、栗山業務課長、杉崎業務課長代理、田名業務課係長

（（独）日本スポーツ振興機構）

総務部 高谷部長、河村企画調整課長

国立競技場 齋藤運営調整課長

国立スポーツ科学センター・ナショナルトレーニングセンター運営部 大海運営調整課長

財務部 今野調達管財課長

（事務局）

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、徳山企画官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第 60 回入札監理小委員会を開催したいと思います。

本日は、外務省の「外務省研修所の管理・運營業務」、(独)環境再生保全機構の「公害健康被害補償業務の徴収業務」、(独)日本スポーツ振興センターの「スポーツ施設の管理・運營業務」の 3 件の実施要項(案)について審議を行います。

初めに、「外務省研修所の管理・運營業務」の実施要項(案)の審議を行います。

本日は、外務省研修所・石田総括指導官にご出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、実施要項(案)のこれまでのチェック状況について、事務局より簡単にご説明いただきたいと思います。

○事務局 事務局からチェック状況の整理についてでございます。資料は資料 1-1 でございます。「外務省研修所の管理・運營業務」における民間競争入札実施要項(案)につきましては、これまで事務局と外務省の間で鋭意検討を進めてまいったところでございます。事務局としては、ここの資料 1-1 にありますような対象業務の範囲、サービスの質等につきまして、重点的にチェックをしまして、今回の実施要項(案)の内容につきましては、おおむね妥当なものと考えております。

それから、この実施要項(案)につきましては、既に外務省のほうでパブコメ・意見募集を行っておりまして、その結果につきましては、本日外務省からご報告をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○樫谷主査 ありがとうございます。

次に、外務省から実施要項(案)に対する意見募集の結果とその対応等についてご説明いただきたいと思います。5 分ぐらいで、よろしくお願いいたします。

○石田総括指導官 どうもありがとうございます。私、今、ご紹介いただきました総括指導官・石田と申します。それから研修所の者、外務省の会計課等、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、パブリックコメントとして出された 7 件の質問に対する回答案ということで進めさせていただきます。その前に、既にお手元にお配りしてあります実施要項(案)ですが、その関係の書類につきましては、この意見募集を検討した結果、訂正が必要と考えられたものにつきましては訂正いたしまして、それをアップデートした形でお手元にお配りしております。

それでは、第 1 番目でございます。「警備業務及び廃棄物収集・運搬業務を再委託してはならない」ということを記載したことにつきましての意見であります。

精査した結果、警備業務の再委託については、必ずしも不可能ではないということ。また、廃棄物に関しましては、研修所は産業廃棄物を扱っていることはないということから、この規定は必要ないということで削除いたしたいと考えております。ただ、警備業務につきましては、受託者、入札グループ参加の場合には警備業務を担当する者が法令上の要件

を具備することが必要だということで、これは再委託元となる場合も同様ですけれども、その旨を入札参加資格に関する事項についていたしたいということで、実質的に6ページに記載するというのでいかがかと考えております。

それでは、もしよろしければ2番目に移りたいと思います。

2番目ですが、これは実施要項24ページ【様式8】に緊急時の対応を記載するように述べた文章の中に「未知」という言葉が使われていることについての質問です。質問者の疑問はもっともであると思われまので、「未知」の用語は削除したいと考えておりますけれども、しかしながら外務省の組織の1つだということでございまして、テロ活動の対象にならないと考えるのにまた早計であるし、また、座間の米軍基地も近いということでもございまして、航空機・飛行機の落下を全く考えないというのもどうかということで、現実的な問題としては、航空機は別としまして、テロについては、例えばG8のときには警察等と協力して特別の活動をするというようなことをやっております。

この観点から民間ベースの緊急対応をするということをやっていたとしても、仮にテロ破壊活動とか飛行機の落下物があるという事案が仮に発生した場合には、通常の民間ベースでの緊急事態におけると同等レベルの対応措置を期待するという一言を加えていただければありがたいと考えております。

3点目、用語についての質問です。仕様書、評価表の記述について、「管理業務責任者」ということと「事務担当者」という2つの言葉があるのですが、これは同一の者ですので、「管理業務責任者」ということで統一したいと考えております。

4点目ですが、これは仕様書、4ページにあります電気主任技師の資格です。確かに二種の電気主任技術者でなくても三種の電気主任技術者の資格を有して、5年以上の経験を有していると、そういう者であればよいと考えますので、そのように訂正したいと考えております。

それでは、次に5番目ですが、これも用語の質問でございます。同じように、仕様書6ページに、「統括設備管理人」という言葉が出ておりますが、これも「管理業務責任者」ということで統一いたしたいと考えております。

6番目は、仕様書68ページに記載されております研修所受付・電話交換業務への人員配置についての質問であります。研修所の開館時間は朝8時半～6時まで合計9時半なのですが、この間、昼食ですとか、あるいは労働基準法の8時間を超える場合には1時間の休憩時間ということをも満足させようと思えますと、半日ごとの交替が現実的であろうということでもございまして、そういうことからしますと、交替制を維持するということはあるとは思いますが、業務に支障がなくて、かつ労働基準法に抵触しない範囲内であれば、交替人数については、そこはこだわらないという考えでおります。

7番目、最後でございますが、仕様書81ページ記載の研修所内にある喫煙室にある空気清浄機の集塵セルの交換頻度の問題についてでございます。コストの問題とか、最近社会現象としてたばこを吸う人が少なくなっているということですので、毎月1回かえなくて

も2月に一回かえればよろしいであろうということで、現状のやり方を維持したいと考えております。

以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問ございましたら、いかがでしょうか。一応要望は7番目を除いては応えていただいていると。

○石田総括指導官 2カ月で1回でよろしいのではないかと。そんなに皆さんお吸いになりませんし、お金のかかることでございますので。

○樫谷主査 31ページの(注記事項)というのは、これは全体の(注記事項)なんですよね。4の(注記事項)じゃないんですよね。実施要項(案)の。

○石田総括指導官 仕様書でございますね。仕様書の31。

○樫谷主査 下のほうに31ページと書いてあるところの(注記事項)というのは全体の(注記事項)ですね。違いますか。何のことを言っているかということ、31ページの下のほうに(注記事項)とありますよね。

○事務局 資料1-2ですね。

○樫谷主査 資料1-2の上……。

○事務局 資料1-2のほうの本体の要項(案)の後ろのほうに、情報開示のほう、申し訳ありません。仕様書の後ろのほうに情報開示を付けておりますので。

○樫谷主査 その4の「従来の実施における目的の達成の程度」の下のほうに(注記事項)とあって、「施設の平均稼働率につきましては」と書いてある。これはどういうことを意味しているんですか。これは4の(注記事項)ということなんですか。最後のほうに(注記事項)あるんですね。

○星川外務事務官 こちらにつきましては、一番最後のほうに付けさせていただいています。37ページにございます施設稼働率を参照していただければと思います。

○樫谷主査 このことを言っているんですね。

○星川外務事務官 はい。

○樫谷主査 4とどう関係あるのかなと思って、ここの下に付ければよいということですね。わかりました。

あとは何かございますか。

○稲生専門委員 特にございません。

○樫谷主査 よろしいですか。事務局、何かありますか。

○事務局 事務局もないです。

○樫谷主査 わかりました。

それでは、本実施要項(案)につきましては、入札監理小委員会としては、これで了承したものとして、実施要項(案)の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○榎谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。

また、外務省におかれましても、本実施要項(案)に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

(外務省退室)

((独)環境再生保全機構入室)

○榎谷主査 続きまして、「公害健康被害補償業務の徴収業務」の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、(独)環境再生保全機構補償業務部・折田部長にご出席いただいておりますので、意見募集の結果や前回の審議での指摘事項に対する(独)環境再生保全機構の考え方について、15分ぐらいでご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○折田部長 環境再生保全機構でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、パブコメの意見募集の結果等についてご説明いたします。資料は資料B-①でございます。

パブリックコメントを8月20日から9月8日、20日間実施いたしました。いただいた意見は9件ございました。

まず1番目の意見でございますけど、全体的なコメントということで、サービス・品質等の維持・向上が可能であれば、実施要項と異なる提案をしてもよろしいことを実施要項上に明記していただきたいという意見でございます。

これに対する当機構の考え方でございますけど、ご意見の趣旨等を踏まえまして、実施要項に定めたいと考えております。これは機構のスタンスといたしましては、民間事業者の創意工夫を最大限に発揮するためには、他の実施方法が不可欠であるとするならば、サービスの質を確保するという条件のもと、よしとするということで、その旨を実施要項に定めたいと考えております。

このほかにパブリックコメントを踏まえた形で、実施要項(案)を修正した箇所がいくつかございますので、それは後ほどまとめた形でご説明したいと思います。

2点目のご意見でございますけど、ここから個別の意見になっておまして、意見の対象箇所は2.(3)のところで、民間競争入札の対象となる徴収業務の質に関する事項でございます。ご意見では、「都道府県ごとに少なくとも1回は説明会を開催すること。」というところを削除していただきたいという意見でございます。

当機構の考え方でございますけど、これまで小委員会の中でもご説明いたしましたとおり、機構といたしましては、汚染負荷量賦課金の申告が自主申告であること、納付義務者が全国各地にいらっしゃることで、それから説明会のニーズが非常に高いということで、サービスの質を確保する観点からは、都道府県ごとに少なくとも1回の説明会の開催は必要

と考えております。

3点目のご意見のところでございますけど、これも徴収業務の質のところでございますけど、原案では「必要かつ十分な数の相談窓口及び受付窓口を設け」とありますけど、「必要かつ十分な数の」というところを削除していただきたいという意見でございます。

当機構の考えといたしましては、ご提案の内容が質を十分確保できるものであり、必要かつ十分な数の相談窓口等の設置に匹敵するという理由が明らかに示されているならば、その提案内容はよしとするというふうに考えております。

続きまして2ページ目の方でございますけど、4番目の意見でございますけど、これは委託費の減額に関する事項でございますけど、意見では、委託費の減額を行わないとか、若しくは、委託費の減額下限値を設定していただきたいというものでございます。

当機構の考え方でございますけど、実施要項（案）では、未申告事業所が450件を超えたときは契約の解除ができるということになっておりますので、その件数に相当する額を減額の最大限の額として定めたいと考えております。

具体的には、委託費の10%を減額の最大限度額と考えておりまして、たまたまご意見をいただいた方の1つの例の10%と同じ数値になっております。

それから、なお書きのところにコメントを付しておりますが、これはご意見を出された方のお考えと徴収業務の役割に対する認識との間に、相当のギャップがあるということで、毎年毎年の徴収業務を確実に行っていただきたいということで、あえて記載させていただいております。

5点目の意見でございますけど、ここは落札者を決定する審査ということで、機構の方ではなく外部の第三者に実施させるべきであるという意見でございます。また、このご意見は前回の小委員会の後に、事務局の方からいただきました委員指摘事項と同様の意見のところでございます。

これに対しまして、当機構といたしましては、外部の有識者等を含めた委員で構成する評価委員会を設置したいと考えております。

6番目の意見でございますけど、加点項目の配点基準を明示的に示してほしいという意見でございます。ここのところも同様に、前回の小委員会の後にいただいた委員指摘事項と同じものが指摘されております。

当機構の考え方でいたしましては、加点項目、評価項目及び配点基準の内容について、より明確になるように修正したいと考えております。

7番目の意見でございますけど、落札者の審査は、除算方式ではなく加算方式に変更していただきたいという意見でございますけど、ご意見の趣旨が、安値入札にするために、質の確保をないがしろにするような提案が有利に働くことを懸念されておりますので、そのようなことがないように、除算方式であっても審査は厳正に行いたいという回答にしております。

8番目の意見でございます。徴収業務に必要な工数を提示してほしいという意見ござ

いまして、平成19年度実績の数値をお示ししております。

最後に9番目の意見でございますけど、紙申告のデータ入力作業も本業務委託の範囲に含めるべきであるという意見でございます。当機構の考えといたしましては、現在、紙申告に係るデータ入力作業は、既に短期集中的に派遣職員によって実施しております。

また、当該業務につきましては、次の3点ほど掲げておりますが、①のリスク管理の観点、②の新たな経費負担の増加を避けるため、③の業務の効率化の観点から、本委託業務とは別体系で実施するのが適切であると考えております。

以上がいただいた意見に対する当機構の考えでありまして、次にこれらの意見を踏まえまして、実施要項(案)を修正しておりますので、それをご説明したいと思います。

6ページ目の中ほどのところに「その他」というところがございます。資料は資料2-2でございます。6ページの「⑤ その他」のところは、1番目の意見に対する修正でございます。民間事業者の創意工夫を最大限に発揮するために実施要項(案)と異なる実施手順等が不可欠であるとした場合には、実施要項と異なる内容でも差し支えない」ということしております。ただし、当然ながら、サービスの質を確保しなければいけませんので、サービスの質を確保しているという理由を明らかにした資料を添付していただきたいというものでございます。

それから、ちょっと戻っていただきまして、4ページ目の上段の方の(4)②イのところは、4番目の意見に対する減額の最大限度額を盛り込んだ修正でございます。「上記Aにより算出した減額の金額が委託費の10%を超える場合には、委託費の10%の金額とする」というような表現にしております。

済みません、もう一度、6ページ目のところに戻っていただきまして、意見の5に対する評価委員会の設置のところでございます。6. のところのなお書きのところでございます。「評価は、機構に設置する評価委員会において行うものとする。評価委員会は、外部の有識者等を含めた委員により構成し、入札参加者を委員とすることはできない」というように修正しております。

それから、6番目の意見に対する修正が、(1)のところからでございます。ここところは、6ページの(1)の下のところ、必須項目審査と、加点項目審査のポイントや評価手順を明確にするように修正を行っております。

それから、7ページのエのところの(a)~(j)のところまでは、競争入札の対象となる業務内容の表記に合せております。

それから、②の加点項目審査のところですが、ここところは、前回の小委員会の後、先生方からいただきました指摘事項にもございましたとおり、民間事業者の提案内容で創意工夫の余地のないものとか、優劣の差があまりないと思われる申告関係書類の送付、申告書等の機構への送付、機構に対する報告という項目を削除しております。

それから、【評価項目】の内容のところはより具体的な内容に修正をいたしております。

【配点基準】のところは、以前は内容に応じて0点~20点とか、そういうような表記で

ございましたけど、配点の根拠を示す判断別の配点に修正をいたしております。

簡単ではございますけど、説明は以上であります。

○榎谷主査 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問のある委員はご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○稲生専門委員 事務局のほうからも、また、我々からもお願いをたびたびしていることではあるのですが、都道府県ごとの最低1回の説明会ということで、ご趣旨はわかる反面、パブコメでも何とかこの条項を削除していただけないかというようなお願いがあるということと、あと、考えてみると、最終的な納付率というか、申告率というんですか、その結果、アウトカムの部分が重要であって、説明会をするというのが本当にサービスの質そのものなのかということが、やはりいまだによく理解できないというか、そこまでこだわってこれを残す必要があるのかと。これもやはり事務局から指摘があったとは思いますが、今の時代、様々な方法で電話からファックスからいろんな方法で質問に対して答えるというようなことは可能かなというふうに考えられる中で、納付義務者の7割が自主的に参加しているからといって、だからといって、説明会を望んでいるということはやや、私、情報がないのであれなんですけど、飛躍しているようにも思われるんですけども、にもかかわらず、どうしても都道府県ごとの最低1回の説明会にこだわる理由というのは、ご説明の中身では何となく納得できない。むしろ参入を逆にいうと、壁にしてしまうのではないかと、難しくしてしまうのではないかと考えられますけれども、そこをもう一度ご説明を、何度も申し訳ないですが、お願いできないでしょうか。

○折田部長 まず、我々の認識では、実施要項の内容というのは、一般の入札の参加者に、我々が求めている業務量がどのようなものであって、また、その必要な業務量を判断するためには、内容はより具体的なものがいいと考えております。

2点目は、6ページのところで、民間事業者の創意工夫を最大限に発揮した場合には、実施要項と異なる実施手順でもいいというふうに掲げておりますので、少なくとも都道府県1回以上に相当するようなものであれば、それはよしとしておりますので、決して入札参加者を除外しているというものではないと考えております。

○稲生専門委員 そう読むということですか。それはなかなか伝わるかどうかということです。確かにおっしゃるように、7ページのところでも、そういうふうに一文が加えられている。「なお」書きでしたか、②のところにも書いてあるので。

○折田部長 当然ながら、今後は入札説明会とかそういうのがございますので、今回のパブコメでこういうような意見がありました。それに対して、当機構としてはこんなふうに考えておりますということを明示的に説明はしようと考えております。

○稲生専門委員 そうするとパブコメに対するお考えの方の文言がちょっとあれなのか、逆に言うと。つまり、これまで提供してきた、サービスの質を確保する観点からも、少なくとも1回の説明会は必要であると考えたと書いてあると、本当に必須条件だというふうに素直に民間の方はとられて、それを逆転する方法もありますよというのは、ちょっとう

かがいにくいのかなと。

○折田部長　そういうのは1番目の意見の、このところで全体的なものを言っております。ご意見の3番目のところでも、質を十分に確保できるものであれば、設置の数にはこだわらないというような意味のことを書いております。

○稲生専門委員　3番目のところは、逆にわかりやすいというか、「提案内容を拒否するものではありません」というのは、暗に例外中の例外よというのが読めてしまうのもちょっとあれなんですけど、ただ、2番の場合はそれがむしろあまりうかがえないですね。ちょっとこれも多少救ってあげる道はあるんだよという文章を付け加えていただけると、逆にもう少し民間さんからして、ほかに対応策があるのかなというふうに読んでいただけるのではないかなと思うんですね。

○渡邊副主査　今の説明会で全部逐一説明されるのであれば要項に書かれてもいいんじゃないかと素人考えでは思うんですね。逆に言うと、書きちゃいけない理由がないのであれば、もし、この文言を削除しないのであれば、こういうことで代替的なことを提案すれば、それは十分に代替できますというのが、非常にすっきりとペアステートメントなのかなというのを、今、ご説明伺いながら思ったんですけど、ある意味、ここでこういうふうに書かれるのは、対面でやる必要があるのか、ないかという話と、もし対面でやる必要性までではないのであれば、こういう目的を達すれば、ほかの方法でもいいですよということをメッセージとして直截に伝えていただければ、多分それが一番いいのかなと。

○徳山企画官　3ページのところに書くというのは。コメントのほうですか。

○樫谷主査　3ページの(3)のやつですね。

○渡邊副主査　ええ。要項のところにストレートに書けるのであれば、書きちゃいけない理由がないのであれば、どうせ説明会で全部言われるのであれば、さらっと書いておけば、それがいいのではないかと思ったんです。

○内山専門委員　その点なんですけど、まさに渡邊先生おっしゃったように、要項にこう書いてある。例えば「都道府県ごと少なくとも1回は説明会を開催すること」、3ページの(3)の業務の質のところの①ですが、そう書いてあって、それで、いや、これは開催しなくてもいいと読むのだよというのは、それはかなり無理がある。それは法文から明らかに逸脱したことは解釈できないわけです。例えばなんですけど、「説明会の開催等」として「都道府県ごとに説明会を開催するなど申告納付の促進のために必要な措置を行うこと」とか、例えばの話、そういうふうには書かないと、今おっしゃったふうには読めないと思うんですよ。

○栗山課長　この説明会なんですけど、税務署なんかも確定申告のときに相談窓口もここに設けられていまして、申告する方々がわからないところは、私ども説明会で説明して個別質問という場もございまして、実際わからない方、担当が変わったり、わからない方々に対しては懇切丁寧に説明する場でもあるんですね。そういった意味で、担当が変わったとか、そういったときに、説明ができる場としてこの説明会というのが重要だろうというふうに認識しています。

○渡邊副主査 今のお話だと対面というのが重要であると。対面で直接やりとりするのが重要である。であるとすると、そういう目的を達するに同じことができる手段であればいいということにやっぱりなりますよね。

○栗山課長 それは先生、具体的にどういうことでしょうか。

○渡邊副主査 今、こういう時代なので、テレビ電話で実際に会議やっているところもたくさんありますし、本当にブースを設置して何人かぞろぞろっと行って、何人か来てもらわなければいけない時代なのかというのが多分事務局からのご提案いただいている内容だと思うので、別に対面の必要性があるというのであれば、それを否定しているわけでは全くないんですけど、対面の必要性が重要であるのであれば、物理的にブースを開いてということが重要なのではなくて、そういうふうな手段をとることが重要だということであれば、それと同等なものであればいいということで、まさに内山先生からお話があったように、これに限定するような書き方ではなくて、こういう目的を達するので、別に全国で1回ずつやるのだったらそれはそれでいいと思うんですけど、それと同等な手段を排除しないような記載にされればいいのかと思うんですよね。

○折田部長 3ページのところは、当機構が想定しているような業務の質がどのようなものであるかというのを書いている箇所ですね。

○稲生専門委員 業務の質が、説明会の開催というのではなくて、むしろ必要なアドバイスとか、必要な情報とかが伝わるということが業務の質なのではないですか。

○折田部長 ですから6ページ目のところで、創意工夫が最大限に発揮されるならば、我々のところでは説明会の開催ということを示しておりますけど、それと同等の効果の上がることを出して、最終的に提出率の96%というところをクリアできればいいというふうには考えておりますけど。

○稲生専門委員 これはやや水かけ論になってしまうかもしれませんが、説明会の開催が業務の質というのはちょっとおかしいのではないかと。つまりおっしゃっているのは、いわゆるインプット、アウトプットという業務量の話で、これを我々やっていたのだから、同じことを民間さんがやるのが業務の質だということは、ちょっとこれずれているんだと思うんです、失礼ながら。むしろ説明会をやることによって、一体何を要はサービスとして提供したいのかということを考えるべきであって、ほかの方法によって担保されるのであれば、逆に言えば、説明会というのは必須の条件ではなくて、お客様である申告者の方が一体どういう情報をほしいのか、繰り返しになりますけれども、そこが担保されるということがむしろ(3)の①で書かれるべきことではないのでしょうか。必要な情報の提供とか、あるいはわからないときの問い合わせをしてもらえとか、それこそがサービスの質なんじゃないのでしょうか。

○折田部長 ですから、なぜ説明会を開催するのかということは、これまでの小委員会でもご説明してきておりますけど。要するに新たな情報とか、納付申告を進めてもらう準備をしてもらうためには、そのような説明会を開催した方がいいということを考えておりま

す。それは、あくまでも我々の最終的な目的といいますか、申告率の96%を確保することでありますので、96%を確保するためのいろんな手段の一つに説明会の開催というものがあまして、説明会の開催を96%に効率よくリンクするためにどのような方法がいいのかということで、都道府県1回という形で掲げているものです。

○稲生専門委員 言葉を返してあれなんです、であるとすれば、結局1つの手段としてあるのが説明会の開催であるということを今おっしゃったのではないのでしょうか。だから、あえて独立の項目として説明会の開催を必須項目として3ページに挙げることは必ずしも重要ではないのではないかと。また、重要であるとすれば、さっき渡邊副主査がおっしゃったように、1つの手段として例示しておけば足りるのではないのでしょうか。

最終的なところ、本当に申告率が上がったかどうかは、それは数字できっちりと、九十何%絶対守らせるというのがいいかどうか後でまた議論あると思うんですが、そこで担保していけばいいのであってですね。

○樫谷主査 提出率を③にするのではなくて、①にして、説明会の開催とか、これを原則としてこうするとか、ただし、同じ質を保つのであればほかの提案ができるみたいにしておけば読めると思う。ここはどちらかという、入札の手續のところを書いてあるので、よく読めばわかるんですが、質のところを書いていただいて、質は要するに提出率なのだという一番大事なところを言っていただいて、今まではこういうことをやっていたということですよ。それは原則としてそうやっていただくのがいいと思うんです。

そうしないと、入札者がどれぐらいいるのか、その心配も実はあるわけですね。全国で確かに、どこかベース持っているところでないとなかなか、四十いくつもあるんですね。都道府県にいちいち場所を設けてやるとなると相当なコストもかかるわけですよ。だから、そういうような懸念も我々しておりまして、ただ、どうしても必要と皆さんが認めれば、認めるというか、入札をされる方が認めれば、そういうことになると思うんですが、もっと工夫があればいいということであれば、提出率を1番にして、それ以外については、原則はこうだけれども、というような書きぶりというのは難しいですか。

○徳山企画官 従来はこうやってきたということですね。

○樫谷主査 その趣旨はよく理解してもらったのでこういうことをやってきたということですよ。それで効果があったと考えられているわけですよ、やったことによって。それは書いていただいてもいいと思うんですよ。

○折田部長 説明会とか納付申告のところは、質のところを書いてよろしいと。

○樫谷主査 だから質のところというか、最終的に提出率がまず質ですよ。開催することが質ではなくて、最終的には提出率を上げるとか、もちろん期限で間に合わせるようにするとかというのはもちろん質だと思うんですが、提出率のための参考情報としては、今までこうやってきて、それは効果が上がってきたという意味では、事実そうなんだろうから、我々は否定するものではありませんが、それ以外にもっといい方法があるということであれば、それは否定するものでないということであれば、はっきりそこをこのところに

書いていただいたほうがいいのかなと。そうしないここでは読みづらいですよ。

○渡邊副主査 私がこんなことを申し上げるのは僭越なんですけど、要項とか、回答でもそんなんですけど、こことここを組み合わせれば、よく読めばわかるというのでは、多分目的を達しなくて、本当にこんなこと申し上げるのは僭越なんですけど、ある意味、私どものような素人が、頭から読んで、それでいろいろ憶測とか、もしかしたらこうかもしれないとか、こう組み合わせたらこうかもしれないという解釈を加えないで、できるだけストレートに一義的に伝わるようにしていただきたいというのが根底にあるものですから、言われれば、なるほどこういうふうに組み合わせるとこう読めるかもしれない。でも場所が離れていれば、もしかしたら見落とすかもしれないし、回答のところと、これとこれを組み合わせればと言われれば、ああ、なるほどそういう読み方あるのかと、今、逆にお一という感じはあるんですけど、できるだけそういういろんなことを考えないで、読んでスムーズに、一義的にだれが読んでも同じになるような記載にしていきたいというのがちょっとあるものですから、さっきほかでわざわざ説明を加えるぐらいだったら書いていただいたほうがいいのではないかと申し上げたのはそこなんです。

○徳山企画官 済みません、私も驚いているんですけど、例えば 96%についても修正可能というわけではないんでしょう。例えば、その次の 10 日以内に報告というのは、これは絶対守らなければならないものなんではないですか。それと代案を出していいものが同列に並んでいるのは極めて不自然なんだと。ですからこれは同列に並べるべきでなく別のカテゴリーとして記載すべきことだと思います。96%下げてよいとか、10 日でなくてもいいとかということまで許容されるのであれば、また別ですけれども。

○榎谷主査 これは提案で、90%いいという提案はできないわけですよ、少なくとも。また 10 日が 15 日でもいいということの提案もできないわけですね。

○関参事官 今まで説明会やってこられたとか、相談のブースを設けられたということをやってこられたので、委員の皆様はそれを否定しているわけでは全くなくて、例えば業者によっては、私もここで考えると、説明の DVD でもつくって、それを全事業者に郵送するというやり方を考える人もいるかもしれないし、それに対して質問があればメールで受け付けますということを考える人もいるかもしれない。だからもちろん説明会+相談ブースというのを否定するわけではないんですけども、そこはサービスの質としては、96%達成する上での各事業者への必要な説明とか、相談の受付とかという形にとどめておく、もちろん補足情報としては、これまではこういう頻度で説明会やったとか、こういう形で相談に乗ったということを書き補足情報として書くことはもちろんいいし、そういう点を否定されているわけではないわけです。

○徳山企画官 このところのまとめについてはまた相談を。

○榎谷主査 趣旨は我々言っているのとそれほど違わないと思いますので、書きぶりの話だと思うんですね。書きぶりについて、事務局と協議していただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。ただ、ここが今までの成功要因だということのはっきり書いて

おいて一向に構いませんし、実際そうなのかも。

そのほかに何かございますか。

○内山専門委員 先ほどちょっと出たと思うんですが、整理番号3番のところの「必要かつ十分な数の相談窓口及び受付窓口を設け」という部分で、お答えが「その提案内容を拒否するものではありません」、ご趣旨はわかるのですが、単に文言の問題として、これだと、じゃ一体どうなるのというのがわからないと思いますので、ここで「必要かつ十分な数」というのを削除するというにはできないのでしょうか。「提案内容を拒否するものではありません」、提案を受けているというのであれば、これは「必要かつ十分な数の」というのを削除したほうが良いということになりますか、そういうことにはならないのでしょうか。

○折田部長 要するに実施要項（案）というのは、我々機構が、質に対してどんなふうになっているかということ、より具体的に知らさなければいけないという認識を持っておりまして、ただ単に相談窓口を設けるのと、必要かつ十分な数というのは違うというふうに私は認識しておるんですけど。

○内山専門委員 提案を拒否するということですか。今の話だと拒否しないということは受け入れるということであって。

○折田部長 十分な数に匹敵するようなご提案の内容であれば、それはよしとしていますということですね。

○内山専門委員 先ほど申し上げたように、要項で、こういうふうに「必要かつ十分な数の相談窓口を設け」と書いてしまうと、これはミニマムリクエストだと事業者のほうは理解するわけですね。それは先ほどの説明会の開催の問題と全く同じでして、そういうことが大事だとお考えなのはわかるんですが、それをミニマムリクエストとして入れるかどうかというご判断なんですよ。説明会を開催しなくてはならない、必要かつ十分な数の相談窓口を設置しなくてはならない。何々をしなくてはならない。マストになるか、それともそうしたほうがよいのかというのは実は大きな違いでして、要項というのはミニマムリクエストを書かなければいけないと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○栗山課長 できるだけ、例えば相談窓口だとか、そういうものがあつたほうが、納付義務者の方々からは、身近に聞いてもらえるというようなものがあつたほうがより良いと思うんですね。それが「必要かつ十分」があつても私はいいような感じがするんですが、それはどうしてもそこが……。

○内山専門委員 必要かつ十分な相談窓口がなくてはならないのか。それとも、そうでもいいし、あるいはそうでなくてもそれに匹敵する効果をもたらすものがあればいいのかということ、これは実は大きな違いですよ。要するに文言として、それは代替措置も可能なのだよということが明らかにわかるような文言にすべきだと先ほどから申し上げているわけで、このままの文言だと代替措置が不可能なように読めてしまうということです。

○樫谷主査 窓口を設けなければいけないのかどうかということですよ。窓口はあ

る程度あって、それ以外の代替的な方法もありますと。それでトータル目的が達成できま
すというような表現ができればいいということですね。

○折田部長 それであるならば、6ページの⑤のその他の部分を、3ページの方に持って
くれば、誤解がないと思いますけど。

○徳山企画官 ①と②にそれがかかるのだということがわかるような形で修文等を。

○渡邊副主査 ①、②に含めですよね。

○徳山企画官 これもどこまでかかるのかも、この位置にあったのではわからないんです
よね。まさか入札参加資格の提案可能ということではないと思うんですけども、96%も
変えていいということではないのと同じ話ですね。

○渡邊副主査 逆に私、応札を希望する事業者のほうから、「必要十分な数って何個ですか」
と聞かれたらどう答えられるのか、素朴に読んで思っていて、ここで数を示されると、さ
っきの説明会と同じ議論になってしまって、よくわかりませんというのと、今度応札する
事業者がきっと困ってしまって、そういう意味では、「必要かつ十分な」というと、みんな
フレキシビリティも確保しつつ困らないような書き方のように一見見えるのですが、
みんなで実際に始めようと思ったときに、どういうふうにされるのかなという疑問はちょ
っとあって、結局①と②の問題は同じ問題になるのではないかなと思っているんですね。
そうだとしたら同じように取り扱っていかないと意図したところと違うことになるのでは
ないかというのが、お話を伺っているコメントというか、感想めいたことになりませ
うけど。

○稲生専門委員 1つあるのは、「必要かつ十分な数」ではなくて、まさに適切な数とか、
だから適切があればいいのであって、「必要十分な」というのはすごく強いんですよね。論理
学で考えればすごく強いんですよね。そこら辺は多少緩和するように、パブコメでも要ら
ないのではないかと来ているわけですので、そこはご検討いただいたほうがいいのでは
ないかと私は考えております。

○樫谷主査 7ページの「加点項目審査」のところに、説明会の開催、ここに書いてあり
ますね。

○稲生専門委員 今、まさにそこを私申し上げようと思ったんです。

○樫谷主査 ここで評価をしているんですね。ここで代替するようなことがあっても加点
されるということですね。

○稲生専門委員 はい。ですから評価項目が、説明会の開催にやっぱりここでもこだわっ
ておられて、必要な情報提供とか、何かそんなようなことじゃないのかと思うんですけれ
ども、つまり、ここに「説明会の開催」とこうあると、しかも評価項目のところはかなり
細かく括弧の中も含めて、場所とか回数とか、もちろんこだわっておられるのはよくわか
るのですが、ややきつめに出ているなというのが印象としてはありますね。

それから、済みません、質問ですけども、今回いろいろと加点項目を整理していただ
いて、具体的には大分見えてきました。それで配点のバランスの考え方でですけども、ア

の今話題になっている説明会の開催等が、20点が高得点、エの未申告事業者に対する措置も20点ということで、あとは若干点数が下がっているということですが、アとエが一番ご関心があるから、配点上も高いということですか。

○折田部長 そうです。

○稲生専門委員 用語で「懲憑」でしたか？

○折田部長 ええ。

○稲生専門委員 繰り返しですが、これは怠ることがないように、皆さんにこういう制度があるのをご存じですかということを知らしめるのが「懲憑」でしたか、あるいは出していない方に対して出すように仕向けるのが「懲憑」でしたか。催促みたいなものが……

○樫谷主査 督促みたいもの。

○栗山課長 督促みたいものです。

○稲生専門委員 督促みたいなのが「懲憑」になるわけですか。そうすると、イとエの関係はどうなるんですか。未申告事業者に対する措置というのはまさに「懲憑」と重ならないんですか。

○樫谷主査 特例措置と書いてある。

○稲生専門委員 それはいまだに同じなんですか。

○栗山課長 これは両方絡みます。要するに未申告事業者、適切な申告の提出の懲憑は、申告期限が例えば5月15日だとしますと、それ以前に申告の期限ですよということをも懲憑で、未申告提出事業者に対して申告出ていませんというのもの。

○樫谷主査 期限には来てないということですね。

○稲生専門委員 なるほどね。結局申告率を上げるための点数としては、イとエをむしろ合算して35点ぐらいの重みがあるわけですよ。期限によってイとエを分けているにすぎないわけですね。

○栗山課長 今現在も、要するに提出期限、5月15日になりますと、例えば5月15日以前に申告が出ていればそれば別なんです、出ていないような、1週間ぐらい前に申告の期限が迫っておりますと、お手続きお済みでしょうかというはがきなり電話でやっています。

○稲生専門委員 わかりました。一応お宅様では、このイとエをあえて分けるということの意味があるということでございますね。それは理解をしました。

それから、あと、オの「納付義務者の申告の記録」ということなんです、これ中身読むと評価項目では、内容の正確性を担保すると、こうあるわけですね。そうすると、ウの点検と受理のところの中にも実際には点検をするというのがあって、そこで正確性のチェックもあるのかなと思ってまして、あえて、オを独立するという必要はあるんですか。

○栗山課長 要は、今までのケースではあるのですが、要するに納付義務者の方々はどういう指導をしているか、そういうことを業務シート、台帳と言っているのですが、そういうものの中にどういう指導をしたか、説明会に参加したか、しなかったか、そういう

ことも含めて記載するようにしています。

○稲生専門委員　そういうことですか。納付義務者の申告、言葉がちょっとあれなのか、どういうやりとりがあったかというか、そういうものの記録になるわけですね。ちょっとこれをもう少しわかりやすく、項目を立てるのは今理解できましたので、言葉遣いだと思うんですが、ちょっと素人が読むと、内部的には恐らく理解されていても外部にはちょっとわかりにくいので、そこをご工夫いただいたほうがいいのではないかと。

○折田部長　２ページ目の⑥に「納付義務者の申告の記録」ということで書いております。業務実施台帳の作成というものです。

○稲生専門委員　わかりました。それは参考資料等を見ればわかるようになっているんですね。であれば、これで理解できました。失礼いたしました。

○樫谷主査　台帳にそういうことを、納税義務者の申告にかかわるいろんなやりとりを記録すると、こういう意味でね。

○栗山課長　例えば、間違った指標や納付義務者の方とトラブルがあったときに困るものですから、そういうことがないように、私どもそれを受けて、また、逆に納付義務者の方々に対して説明ができると。

○渡邊副主査　さっきのところに戻るようで恐縮なんですけど、多分文言を後でご検討いただく際に、もともとが２ページ目の②のところ「説明会の開催及び申告・納付指導等」で、説明会を開催することで、窓口を開設し、指導・助言することというのが基本にあって、質として、右のほうで、少なくとも１回とか、「必要かつ十分な」というのが出てきていると思うんですね。

先ほどからの議論を踏まえると、お考えいただきたいのは、することというふうに限定してしまう根っここのところから多分ご検討いただかないと、この３つの流れというか、２ページ目の②と、３ページ目の（３）の①、②と、６ページ目の６の直前の上の⑤、これの関係が多分きれいにならないんだと思うんですね。そこをちょっとご検討いただけたらと思うんですけど、以上です。

○徳山企画官　こうなると義務になってしまう。

○樫谷主査　そういうふうに読めてしまう。あと、何かございますか。

○内山専門委員　よろしいですか。

○樫谷主査　どうぞ。

○内山専門委員　６ページの６．落札者評価のための委員会を設置するという事なんですが、パブコメに応じて、第三者に実施させるという提案に対して評価委員会を設置するのは誠に結構だと思うんですが、見ますと、「外部の有識者等を含めた委員により構成し」という、若干間接的な言い方になっていると思うんですが、端的に伺いますと、委員構成についてはどのようなものというふうにお考えですか。

○折田部長　現在考えております外部の有識者というのは、公認会計士の方、弁護士の方、環境政策に詳しい学識経験者、納付義務者の代表ということで、例えば経団連の方とか、

そういうような方を今のところは考えております。

○内山専門委員 構成の割合としましては、外部の方はどのぐらいになるご予定ですか。

○折田部長 今のところ4名です。

○内山専門委員 外部を含めたと書いてありますが、内部もいるのかなと思ったんです。

○折田部長 機構は1～2名ということですから、5～6名のうち4名は外部の方というふうに考えています。

○内山専門委員 わかりました。

○樫谷主査 あとはよろしいですか。あと、4ページの例の契約の形態とか支払いの問題で、減額が委託費の10%を超える場合は10%を限度とするということですね。

○折田部長 はい。

○樫谷主査 それを超える場合は、450件を超えるのだから、それはキャンセルもあり得ると、こういう整理の仕方だと考えてよろしいわけですね。

○栗山課長 はい。

○樫谷主査 損害賠償とあったように思ったんですけど、13ページ、先ほどの意見募集のご説明のときに、民間の方に十分に行き渡らないというような状況が想定されるわけですが、そんなのは損害賠償の対象になるんですか。認定患者の支給の資金が確保できないというようなことも起きてくるわけですよ。この辺との関係というのはどのように見たらよろしいんですか。

○栗山課長 私どもはお金が集まらない。要するに申告がなされないという形になりますと、私どもも市中から金を借りて、要するに私ども法律では都道府県知事が支弁した費用は、この納付金をもって充てるという形になっていまして、自治体が払ったものは機構は納付金を払わなくてはいけないという形になっています。そうしませんが、末端の患者さん等に支払いが滞ってしまうという形になりますので、私ども機構としては銀行さんからお金を借りて、それでも金を払わないといけません。ただし、納付義務者の方々に利息なり、そういったものを求めることができませんので、委託先にそういうことが発生するだろうと考えています。

○渡邊副主査 利息分を考えておられる。

○栗山課長 利息も元本も含めて多分。

○樫谷主査 状況によっては元本払うわけですね。

○栗山課長 そこら辺は、基本的には利息程度になるかもしれませんが。ただし、それがいつまでに、例えば申告が出てこないか、あるいはこじれて、納付義務者の方々が申告しなくなったということになってもそれも困っちゃうというのはあるかと思います。

○渡邊副主査 市中から調達した元本払えと言われたら、それでも応札する事業者はいるんですか。

○栗山課長 だから、今時点でどうなるのかわからないですが、ただ、私どもは納付金を払わないといけません。

○榎谷主査 それはそうですね。

○栗山課長 はい。

○榎谷主査 450件というのは、そういう意味から見たら、どういう感触で見ればよろしいんでしょうか。450件内であれば、機構の負担がほとんどないと、こう考えてよろしいんですか。もちろん規模にもよりますね、件数だけではなくて。1件でも物すごく大きなものもあるでしょうしね。

○栗山課長 そうですね。

○榎谷主査 ただ、大きなところは、いろんなコンプライアンスもあるでしょうからやるでしょうけれども、この450件というのはどういうふうに見たらよろしいんですか。ぎりぎりの線だとこういう理解ですか。`

○折田部長 450件の算定根拠でありますけれども、450件、未申告事業所が450件になると、我々の業務がパンク状態になるというふうに考えております。委託先から引き継いだ未申告事業所の件数が、過去4年間の平均で309件ございまして、それを引き継いだ後に申告督促を行うのですが、その処理状況を見ますと、機構の申告督促により応じた件数が68件、それから、精算終了によりまして、納付義務対象外となって件数が47件、破産法の法的手続を開始した件数が53件、残りの141件が制度不満とか、経営不振による未申告者の件数ということです。141件につきましては、企業としては申告しないというケースがほとんどでありまして、なかなか申告を説得するのが困難という件数であります。

今回、96%下回った場合には、前回は申告したんだけど、次回からはもうやめましたというような件数がほとんどになるかと思えます。ですから従前の厳しい140件が倍ぐらいになった場合には、我々の補償業務の業務はパンク状態となり、補償業務が全然機能しなくなるということで、従前の309件に、非常に強い制度不満とか督促の厳しい141件を合わせた450件が契約の解消の対象になるだろうということで示しております。

○榎谷主査 先ほどの4ページの(4)の③の徴収実施期間終了の時点というのは、この場合いつになるんですか、6月15日ですか。

○栗山課長 6月14日。

○榎谷主査 14日ですか。になって、これで450件を超えるということは、逆にいえば、キャンセルをして、機構がやらなければいけないということですね。

○栗山課長 そうです。

○榎谷主査 おっしゃっている意味は。これでは回っていかないので、機構としてもう一度督促とかなんか業者に退いてもらってということですね。解除をしたときに損害賠償もあると思いますが、フィーの支払いはどういうふうに考えたらよろしいんですか。損害賠償でいくという話なのか、それともフィーはちゃんと払うけど、損害賠償するという話なのか、その辺はどういうふうに理解したらよろしいですか。つまり10%は出しますと、ディスカウントしたまま、ただし、機構としていろいろやらなければいけないと。それは別途コストがかかりますよね。あるいは金利の問題とか元利の問題とか出てきたときに、そ

れを損害賠償しますと、こういうことですか。両建てになるということですか。

○栗山課長 例えば委託費が仮に2億だとすると、10%だと2,000万。

○樫谷主査 2,000万ですね。2,000万は控除したものを払うけれども、別途、損害賠償がもし発生したら1,000万なのか、5,000万なのかかわからないけれども、それは損害賠償請求しますと、こういうことですか。こういうふうに読めるんですか、このページは。

○徳山企画官 13ページの⑩で、先ほど樫谷主査が言われた、これで過失ということに当たるといことなんでしょうか。済みません、渡邊先生に。

○渡邊副主査 故意、過失がなければ責任を負わないので、故意、過失によりというのは、それはそうかなと思うんですけど、私も今のお話を伺って、解除という訴求効が認められるので、払わなくてよくなるのかなという、でもこれの性格からいうと、100件、例えばちゃんとやってくれたのであれば、100件分払うべきかなというのもある、そういう意味で訴求効を認めない解除なのか、いわゆる解約というか、何だろうかと思いつつ、しかし、損害賠償の範囲も、さっき言われた元本みたいなものについてまで及ぶかという、相当因果関係にあるのかとか、そもそもこれ債務不履行の範囲なのだろうかとこのところが素朴に疑問でして。

○樫谷主査 過失を入れるかどうか、450件を超えた場合ですね。

○渡邊副主査 率直に言って、どんなに頑張っても払わないと言われたら払わないでしょうし、多分機構が今まで現実にやられて達成しておられたので、あまり考えてこれなかったのかもしれないですけど、実は同じ問題で機構が仮にやられた場合にも払わなければいけないという事実は変わらないわけですよ、第三者がやろうと機構がやられても。仮に今まで、もし必要な金額を切った場合に、それをだれの負担でどういうふうにするおつもりだったのかなというのが今伺っていてよくわからなくなっていて、今まで機構が負担されないものだとすると、第三者が登場したからといって、いきなり全額負ってねというのはちょっと違うのではないかなというのがありまして、今まで仮に足りない分があったら機構が、まさかその元利から何から全部負担されることだったとするとすごい責任だと思ったんですけど。

○樫谷主査 障害が出るということはよく理解はいたしましたけれども。

○徳山企画官 障害があったときの民間事業者側が負う負担というのをもう少しわかるように書いておくということなんでしょうか。

○渡邊副主査 多分書きようとしては、どういうもの起きるかわからないので、なかなか全部書くというのは実際上難しいと思うんですね。これは契約でも要項でも多分書けないと思うんですけど、恐らく質問が出たときには答えられるようにしておかなくては行かず、そのときに多分、今、主査からご質問のあった、例えば全体の契約金額10%引いた形で払うのかどうかとか、私もさっき伺った、元本まで負担となると、多分金額的にすごい……もともとこれを受注してコストを引いて利益を彼らなりに想定して入ってくると思うんですけど、利益吹っ飛ぶぐらいの損害賠償請求がされるということになると、多分

すごく驚くことになるでしょうし、法律的に元本まで行けるのかなというのは、済みません、私も今伺っていてよくわからなくなってきたんですけど、もっと言うと、多分同じ事態は今機構がやっておられても起こりうる状態で、そこを今までの努力で起きないようにされてこられただけなので、第三者がという以前の問題として、仮に起きたときに機構がどこまで負わなければいけなかったのかというのが、多分第三者に責任を負わせるときの検討のベースラインになると思うんですね。

民間事業者が入ってきたから、いきなりどかんと負わせられる性質のものではないし、いきなり性格が変わるものではないと思うので、多分そこは内部でご確認いただく必要があるのではないか。書き方としては、なかなかこれ以上、実際に問題が起きたら、それが相当因果関係の範囲内なのかどうかという、そういう事実認定の話とかになってくるので。

○榎谷主査 多分 446 億なんですね。だから、これ 1 割もなくなったらという、小さなところが多いんでしょうからないと思うんですけども、何となくイメージとして、1%でも 4 億なんですね、収納として。そういうイメージで、とんでもないと、手出すのが怖くなっちゃうというようなイメージがないようなものにしておかないと、もちろんいいかげんにやってもらったら困るので、非常に大事なことで、440 億を責任持つわけですから、おっしゃる意味、よくわかりますけど。

○栗山課長 私ども一番困るのは、公害の認定患者さんたちにお金がお支払いできない事態になることが一番困ることであって。

○榎谷主査 440 億ですけど、全部で何件でしたか。

○折田部長 約 8,400 です。

○榎谷主査 大体どうなんですか、金額的なランクからいうと、例えば上位何社でも、8 割いくとか、9 割いくとか、5 割いくとか、何かそんなような、そういうのはあるんですか。

○栗山課長 大きいところは何十億というところから。

○榎谷主査 1 社であるわけですか。

○栗山課長 1 社じゃなくて 1 事業所で。

○榎谷主査 1 事業所で。

○栗山課長 からゼロまであります。

○榎谷主査 逆にいえば、ゼロのものが 450 件あったって、極端に言えば、金額には関係ないですね。

○栗山課長 関係ないんですが、この制度上、納付義務者、税のほうもそうでしょうけれども、納付義務者になれば申告しなくてはならない。ゼロだったら申告いいですよとはいえない。

○榎谷主査 そうですね。当然ゼロで申告しなければいけない。

○栗山課長 要するに納付義務者間の公平感、不公平になってはいけないということになりますので、申告は求めないといけないという形になります。

○樫谷主査 ゼロならゼロというゼロ申告をしなければいけないということですね。そういった制度で成り立たないということですね。

○渡邊副主査 例えば機構が今やっている間に、仮に万が一切った場合に、だれが負担すべきかという、多分もともと申告義務があった人ということになるのだろうと思うんですけど、そうすると機構がやられるとすれば、自分で元本を負担するというよりは、第三者に支払わせるように措置をとることになると思うので、民間事業者に期待すべきことは同じことだと思うので、済みません、私も今、いつの段階で申告義務者に債権が発生するのかとか、よくわからないでお話しているので難しいのですが、多分そこはスタディ済みの話だと思うので、そういう意味で、万が一これが機構に起きたらというところで一回ご確認いただいて、それでそれを民間事業者に置きかえて、彼らにどこまで責任を負わせるのかという目で見ていただくと、きっと検討のプロセスとしては、多分それが一番確実じゃないかなと思うんですね。

○徳山企画官 契約をまさに解除になった場合の対応について、少しお考えをまとめていただいて、次回お聞かせいただくということで準備したいと思います。

○樫谷主査 あとは何か。

○渡邊副主査 特にないです。

○樫谷主査 事務局から何かありますか。

○徳山企画官 修文をさせていただくことになりますので、その調整がつき次第といたしますか、若干時間も押している面もございますので、来週もしくは再来週に。

○樫谷主査 できるだけ早めに、スケジュールがあることでしょうから、あまりのんきにはできないと思います。

それでは、本実施要項（案）につきましては、整理すべき点が何点か残されておりますので、機構におかれましては、本日の審議を踏まえて、次回の審議までに事務局と鋭意調整をお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理していただいた上で各委員にその結果を送付していただきたいと思います。来週ぐらいでできればよろしくをお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

((独) 環境再生保全機構関係者退室)

((株) 日本スポーツ振興センター関係者入室)

○樫谷主査 続きまして、「スポーツ施設の管理・運営業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、(独) 日本スポーツ振興センター総務部・高谷部長にご出席いただいておりますので、前回の審議や意見募集の結果を踏まえた実施要項（案）の修正点等につきまして、10分程度でご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○高谷部長 よろしくお願いいいたします。それでは、早速でございますけれども、企画調整課長の河村のほうから、変更点等についてご説明させていただきます。

○河村課長 企画調整課長の河村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議資料の3-2、実施要項（案）でございます。並びに資料C-②、こちらは意見募集の結果でございます。前回も大変ご指摘を賜りまして、また、その後も事務局のほうからもご指示等もいただいておりますので、それを加味したものであるということで、実施要項に順次合せて少しご説明を申し上げたいと思っております。

まず、2ページでございますが、下のほうから「③ 委託業務」の部分でございます。委託業務の範囲につきまして、意見募集の6、資料が飛んで申し訳ございませんが、2ページのところでございますが、産業廃棄物の取り扱いというところでご指摘がございまして、ここで委託業務の範囲に誤解が生じないようにというところで、この対象外というところでご回答を申し上げているところでございますが、それにつきましては、実施要項の24ページ以降、こちらの別紙のほうで委託業務の範囲というものを記載しております。その欄外の部分に、産業廃棄物等については対象外であると。また、ここに施設は3施設ございますので、同じく27ページ、30ページにも同様の記載をさせていただきます。誤解を招かないように措置をさせていただきます。

続きまして3ページ、4（2）③～⑤、ここはサービスの質につきまして満足度調査の部分の水準のことでございます。前回、ご相談をしたというのは僭越かもしれませんが、実施状況をご説明申し上げまして、結果といたしまして、平均80%以上、これは各施設統一というところでご了解いただいたと理解しております。その旨の変更とさせていただきます。

続きまして4ページ、「（5）委託費の支払方法」の部分でございます。前回、休業における支払い方というところで大変ご指摘を賜り、また、いろいろ私どもにご指示をいただきましたので、この部分につきましては、「なお」書きの部分の中で、休業におけます期間、100分の20を超えた場合、双方で協議をして決めていくというところを記載させていただきます。

この場で大変申し訳ないんですが、「なお」書きの部分で、頭に「なお」、3行目下のところの後半から、また「なお」と、記載の部分で大変お恥ずかしいことなんですが、後ろの「なお」については「ただし」という形がよろしいかと思っております……。

○樫谷主査 「なお」が2つあるからということですね。

○河村課長 そうでございます。大変この場で申し訳ございませんが、そういう形の修正をさせていただければと思っております。

続きまして、同じく4ページの（6）の③でございます。修繕費でございます。こちらにつきましては、意見募集のほうの4、2ページの上のほうでございますが、こちらと類似しておりますけれども、特に定める費用以外については、民間事業者の負担となる旨をお伝えすると思いたしましたので、その旨を4ページのところにも括弧書きの中に記載を

いたしました。

また、ここで記載の例につきましては、参考資料として用意いたしました。また、この参考資料は、今後、入札告示に配布する最終の仕様書の中で整理をさせていただきたいと考えております。

続きまして5ページの「5 本事業の実施期間」でございます。前回の資料のところ、ただし書きの頭の部分に補正予算の措置によるというところの文言が記載されておりましたが、あくまで改修工事というところの中で意味が十分わかるというところで補正予算的な説明につきましては削除させていただきました。

続きまして6ページの7、(1)のところでございます。これは前回のご説明の中には属しておりませんが、②、③でございますけれども、当初入札説明あるいは現場説明が11月上旬という設定をしておりました。ちょうど①～③までが同時期になっておったのですけれども、公募をし、また私どもの入札についてご理解いただいて説明会にご参加をいただくというところの中で若干期間を設けたほうがいだろうと。ただ、全体ある程度決まっておりますので、そこの中では若干の差ではございますが、上旬を中旬に、②、③については変更いたしておるところでございます。

足早で申し訳ございません。続きまして6ページから入って、②の企画の中の7ページ一番上のアのiiの必要とされる資格、これは意見募集の回答の15にも同じようにございますが、個人の資格の提出の考え方です。ここにつきまして、複数の提出者を認めるという旨を回答としていたしたいと思っておりますので、その旨を上から5行目、「なお」書きの部分で追記をさせていただきました。

また、実施要項、ページ44ページ、先になって申し訳ございませんが、ここで今お話をしました法令上必要な資格等についてという関連につきまして、欄外の部分、この説明書きの後半の部分、業務仕様書に定める資格の提出期限でございますが、業務開始まででよいというところで少し説明を足しております。

続きまして、お戻りいただきまして申し訳ありません。前後いたしますが、13ページでございます、「13 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」の(10)、ちょうど真ん中やや下でございますが、「再委託の取扱い」でございます。前回、①のところを一括してというところで、全部の部分についての範囲のご指摘があったかと思っておりますが、ここについては全部というのは1つあるわけでございますが、当方といたしましては主要な部分については特に採択はできない的なこと考えておりますので、その旨、ご説明を今後もしていきたく考えております。

また、それにかかわりましてでございますが、ページの14ページ、下から3行目のところ、「(13) 契約解除時の取扱い」、①上記のところ(11)となっておりますが、これは条項のずれがございまして(12)の誤りですので、この場で大変申し訳ございませんが、口頭で修正をさせていただきたいと思っております。

あとは、付属書類のところ、93ページ、先へ飛んで申し訳ございませんが、実績のと

ころでございます。これは意見募集の結果の13にも該当いたしますが、過去の実績のところ、前回、「過去10年間のすべて」という表現、長きにわたり、またご実績を持ちながら、そこを広くみたいという私どもの趣旨でございましたが、大変ボリュームが多くなってしまっているのではないかということのご指摘をいただきまして、これについては代表的なものということで、欄外のところに記載をさせていただいております。また、期間について、10年が長いのではないかとのご指摘も賜ったところでございますが、あくまで民間事業者の方の実績を出しやすいものという中では、期間は長くして、その中の代表的なものということで、失礼かもしれませんが、選択の余地は民間事業者の方にご用意させていただいたというような趣旨でございます。

2つの資料を説明しながら、もう一点、意見募集の結果のところ、1つ変更点ご説明できなかった部分が24の最終の部分でございますが、こちらで、私どもの警備設備の関係のところ、ご質問、ご指摘を承っている部分がございます。この冷凍機械責任者の指摘でございまして、ここにつきましては、私どもの業務仕様書の中に変更させていただきたい旨を記載いたしまして、実際に仕様書のほうの変更をしたいと考えております。

大変簡単ではございますが、変更点についてご説明を申し上げました。

○樫谷主査 ありがとうございます。何かご意見、ご質問ございましたら。

○河村課長 1点だけ、14ページです。14ページの「(11) 契約の変更の取扱い」、前回、ご指摘のところの休業に伴う変更と契約自体の変更という部分のご指摘を賜ったところでございますが、これにつきましては、センター側における変更の部分と民間事業者側における変更の部分がございますので、それにつきましては、双方協議をするという形の立場を得ながら、双方不利益がないような形を前提に文言のほうを追記させていただいたところでございます。大変失礼いたしました。

○樫谷主査 ありがとうございます。何かご質問。

○渡邊副主査 ちょっとテクニカルな点なんですけど、4ページ目の(5)の「なお」書きの「ただし」に変えられた部分なのですが、これは主語は何になるのでしょうか。

施設改修工事実施等に伴う休業……不適當な場合は、この両者の協議に基づいて変更することができる。何を変更するのかというのが、主語といったらいいのか、述語といったらいいのか、よくわからないのですけど。業務費内訳書……

○河村課長 金額……

○渡邊副主査 業務区分に係る委託費。

○河村課長 内訳書に定める金額(単価)について変更することができるかと思われるんですが。

○樫谷主査 内訳書によることが不適當な場合と認められるということですね。20を超える場合とかその他。

○河村課長 はい。

○渡邊副主査 この内訳書に定める金額(単価)を変更することが、「ついて」でもいいん

ですけど、変更の対象は単価について変更していくと。

○河村課長 金額、または単価、総価並びに単価契約がございますので、それを加味いたしましてこういう書き方に見てみたというところがございます。

○徳山企画官 済みません、単価契約と総価格契約の分があって、単価契約の分はあくまで実績で払うと。総価契約について内訳書があって、そこに単価があるんですよね。

○樫谷主査 単価はあまり関係ないですね。単価をいうことはないですね、よほどでない

と。

○徳山企画官 単価契約の単価をいうことはない。ここで言っている単価は総価契約の中の単価。

○樫谷主査 総価契約の中の単価ということですね。

○渡邊副主査 厳密にいうと総価契約の業務部分に係る委託費、それとも内訳書に定める金額（単価）と書いたほうがいいですか。

○河村課長 単価の部分でございますよね。

○樫谷主査 そうです。

○徳山企画官 内訳書というのは総価契約部分についてしか存在しないので。

○樫谷主査 自動的にそう読めちゃう。

○渡邊副主査 ちょっとテクニカルなお話ですけど、用語を統一していただき、きれいにさせていただくという、恐縮ですけど、そういうコメントです。

○樫谷主査 単価を変えるというのはよく意味がわからなかったの。

○渡邊副主査 そうなんです。変更することができるというのは。

○河村課長 大変申し訳ありません。私の説明が誤りがありまして、今、わかりづらい部分があるようでございまして、ご相談というのは変ですが、（単価）というところを削除させていただいたらいかがだろうかと思うんですが。

○樫谷主査 金額が変更できれば、単価とかいろいろあると思うんですね。

○河村課長 そういうほうが、今のご趣旨からするとわかりやすいかと思うんですけども。

○事務局 今回、業務内訳書を資料として付けていただいておりますので、これを使いながら具体的にどういう仕組みなのかご説明いただければと思うんですが、業務内訳書は資料C-③というものです。

○河村課長 今、ご指摘のございました資料を簡単にご説明申し上げます。表紙のものが業務内訳書のいろんな各業務について金額がございまして、その内訳といたしまして、2ページ以降、私どもいくつかの業務が複合しておりますというご説明をこの間してございまして、そうした場合、日数、単価という表現で積算をする形になっておりますので、先ほど単価というのをどういたしましょうかというところの中でいきますと、詳細にその中身を見てきた中では、金額に対しまして、日数×単価的な積算にならざるを得ない部分がございます、ここの意味では金額という意味合いと個々におけます単価的な意味合いで文

章が4ページ、私どもでご用意させていただいたのだと思っておりますが、単価契約的な単価と、私の説明が間違ってしまったように、わかりづらい部分がもしあるようであれば、「単価」という表現を……

○渡邊副主査 本当にテクニカルな話で恐縮なんですけど、「なお」書きのところに、まず総価契約の業務区分に係る委託費については、あらかじめ定める業務費内訳書に基づき変更するとあるので、最初にまず出てくる業務費内訳書というのが1つあるわけですよ。また、その次に内訳書に定める金額について変更することができるというように書いてあるので、いろんな内訳書が出てきてしまっているの、委託費と次に出てくる内訳書と最後に出てくる内訳書の関係がよくわからなくなって混乱してしまっていたので、多分ここを、それぞれこの3つの関係が明確になれば、おのずから関係は明らかになるのかなと思うんですけど。

○樫谷主査 何段にもなっているわけですね。

○渡邊副主査 この記載全体の中の(単価)に入っていると、多分またそこで、この中の単価をまた変えるのかみたいな話になるので、多分どこをどう変えるのかさえはっきりすれば、あとは単にテクニカルというか、用語を統一して、これとこれの関係と書くだけの話になろうかと思うので。

○徳山企画官 3段階とおっしゃられたのは、通常払う場合と、100分の……

○樫谷主査 20以内……

○渡邊副主査 満たない。

○徳山企画官 その3段階でそれぞれわかるようにというのが最もわかりやすい。

○渡邊副主査 もしかすると、あらかじめ定める業務費内訳書というのを、次の内訳書に定める金額というふうを受けておられると思うんですけど、受けるのだったら全く同じ用語にして、同じだということを多分示せば割とはっきりするので、そのあたりのどれとどれが同じでというのをやっていただくと相当はっきりする。あと変える金額がこのコラムのこれということであれば、「金額」であって(単価)というところを削除していただくとか、どこをどう変えるのか、関係さえはっきりすれば、あとはおのずから記載されるんじゃないかと。

○徳山企画官 このつくりで実際意味がある数字というのは単価であって、この金額というのは掛算の結果なんです。だからこの中で変えるとしたら単価を変えるということ。

○樫谷主査 しかない。

○徳山企画官 日数はもちろん1年であれば、 $365 \times$ 単価をどうするかで金額は計算の結果なんです。計算の結果を変えるのではなくて、式の中の変数を変えるということ。

○渡邊副主査 そうだとすると、何々項目中の「単価」の変更とか、そういうお話なんだろうと思うんですけど。

○徳山企画官 単価の方式がいいかどうかは。

○渡邊副主査 それはまた別のテクニカルな。単価を変えて、その単価について協議とい

うことであれば、変更することができるという、主体のほうで、例えばよくセンターが変更できるという話にもちよっと読めなくてもなくて、そのあたりが一体だれがどういうことなのかなというのが読んだときによくわからなかったところの理由の1つでもあるので。

○徳山企画官 だれがというところは両者がということだと思いますので、そのように修文を。

○樫谷主査 結局単価を変えざるを得ないということですね。

済みません、4ページの実施要項(案)の修繕費というのが(6)の③、業務仕様書に定める修繕費というのはどこでしたか、済みません。実績が書いてあるんですよ。定める修繕費というのは、具体的に過去にどれぐらいかかったかという、それは民間が負担するわけですから、過去の実績がちゃんと書いてあるのかと思って、単純に聞いただけなんですけど、情報開示ですね。

○河村課長 項目に対しましては、資料C-④、お手元の組み合わせの中にご用意させていただいておる縦型1枚のもので、3項目ございまして、エレベーターと冷房機と電話交換機というものがそれに該当するものとしてあるようでございます。

○樫谷主査 過去の実績かなんかないと、どの程度かかるかというようなことがこれで読めるのでしょうか、という単純な質問なんですけど。

○事務局 55ページに従来の実施経費の細かい数字があるんですが。

○河村課長 内数になってしまっているようございまして、今具体の数字を確認しようかと思ったのですが、大変申し訳ございません。具体の数字としては取り出せないような状態になっているようございまして。

○樫谷主査 これはこれを見ればいちいち取り出さなくても、素人で申し訳ないですが、判断できるのであれば、別に取り出す必要はない。

○河村課長 こういう形をとらせていただいていたようございまして、おわかりいただけるのではないかとこのところで、特に区分けをしておりません。

○樫谷主査 これは「責により」だから、これはまた別にそういうようなものは入っていないと理解していいわけですね、この中には。

○徳山企画官 本日の会議を始める前に、稲生先生が、先ほどの総価分の単価のことについて、きょうはご都合がお帰りになられたのですけれども、おっしゃられたことを、事務局が代わってそのとおりに申し上げますと、まず100分の20を超えた範囲に単価を変えらるという形で調整することには賛成できないと。もし100分の20を超えたことによって民間事業者側に何らかの負担が生ずるのであれば、それを保証するといったような形で規定すればよいのではないかとこのことをおっしゃられました。

理由としては、そもそも単価というのは契約といいますか、入札するとき費用を見積もる形で設定するものであるから、それが年度契約期間といいますか、年度途中で事態が変わったからといって、それをまた見積りし直すことはおかしいといった理由が挙げら

れておられました。榎谷先生も。

○榎谷主査 単価というのは、これだと計算のためのあれだけになっちゃっているんで、単価という意味はちょっと違いますよね。いわゆる調整する単価というのは総額が大事なんですよね。ここで単価を調整しちゃったら変な話になって、単価というのは何だという話になっちゃう。計算はそうなるんですけど、この表から言うと。

○渡邊副主査 単価ではなくて日数を調整するというほうがすごく素直ではあるんですけど、そういうわけではないんですか。

○徳山企画官 それは前の、そこは日数で単価的に調整する。

○佐久間事務局長 2割ですから、ふた月ちょっとまではそれで、ひと月ちょっと超えたら今度はそれだけの調整ではちょっと済まない。

○渡邊副主査 それでそのときに単価を調整ファクターとして使うと、単価の持っている意味が変質するということなわけですね。

○榎谷主査 単価の比がなくなっちゃって調整のための道具になっちゃっているわけだ。

○渡邊副主査 単価をどう変えるかというところのプリンシパルが見えなくなってしまうということなんだと思うんですね。

○榎谷主査 ということもありますね。逆算で単価が出てくるみたいなものですね。

○渡邊副主査 何となくこれがいいだろうというのがあって、割ってみたら、単価がこうなりますみたいな感じになっちゃうということですか。

○徳山企画官 かもわからないですね。

○榎谷主査 切った張ったという話になっちゃうということですかね。まけとけみたいな話になっちゃう。

○渡邊副主査 ほかに調整弁に使えるファクターとか、何かあるんですか。確かに単価の性格が変わっちゃうとは思いますが、何で調整するかですね。まさかお互いに数字をカードのように見せあって、これでいこうかというわけにもいかないとする、単価に代わるファクターをあげてプリンシパルを示さなければいけないわけですね。予測可能にするためには。そうするとほかにどういうファクターがあるかですね。

○榎谷主査 確かに損害金といっても、損害金の検証もなかなか難しいことは難しいですよ。どの分が損害と言われるとですね。

○徳山企画官 参考になるかどうかかわからないんですが、PFIの契約書などを見てみますと、追加費用の負担であるとか、損害金の負担であるとかというものが契約書レベルですけれども、負担になるというのは事実かと思うんです。

○榎谷主査 総額が決まっていますと、総価契約ベストですね。ただし、相当日数が少なかったといったときには総額は減るわけですね。減るときに、どういう基準で減らせるということですね。

○徳山企画官 減らしていく日数でもどんどん減らしていく。

○榎谷主査 日数でどんどん減らせますね。日数は減るんですね。

○徳山企画官 日数ではどんどん減らしていくんですけど……

○樫谷主査 そうするとすごい小さな金額になっちゃう可能性があるということですかね。

○徳山企画官 それでは民間業者にとって、そんな単純な話ではないと、人をとにかく遊ばせることにもしかしたらなるかもしれない。

○樫谷主査 確保しておる人をですね。そうなるとケース・バイ・ケースになっちゃいますよね。そういう意味では損害金みたいな発想のほうが、測定できれば合理的というんですか、人を1人遊ばせるので、その分の保証してください、こういうことであれば合理的ですよね。

○徳山企画官 今、先生がおっしゃられたようにケース・バイ・ケースなんだと。遊ばせるといっても正当な範囲というのをどうするか。

○渡邊副主査 それは、損害ということであれば、損益相殺とか、あるいはちゃんと適時適切に民間事業者がほかにシフトさせればできたのにというところは、過失相殺とか、損害の一般ルールでやりましょうというお話にするのか、ただ、見える形にするので、何かのファクターを使って変動する様子が見えるようにしておきましょうかという考え方が2つあって、それで単価というファクターを使われるのかなと思ったんですけど、もし単価というのが、単価の意味を変質させてしまうのであれば、もとに戻って、どっちのファクターを使うのか、損害という一般ルールでいくのかということなんだろうと思うんですけど。

○徳山企画官 損害の一般ルールでやるか、何か日数、単価に加えて100分の20を超えて、休業する場合も何か第三のファクターを考えるとか。

○渡邊副主査 単価がもしかすると、最初から年間80日しかやらないという前提であれば、単価自体がもしかしたら調達コストが違って、単価自体が違っていたということであれば、多分コストを変動させるという考え方もありかなと思うんですけど、どう説明するのか、できるのかということはあるかと思うんですけど、どんな場合でも365日やろうが、80日やろうが、単価が同じはずだという前提に立つのであれば、いきなり単価を持ってくると、いかにも結論を導くために割ってみましたみたいな話になってしまうのだと思う。確かに変質すると思うんですけど。

○樫谷主査 結果的には損害金的な発想になっちゃうということですか、そうすると。損害金なのか、得べかりし機会損失になったということなんですね。

○渡邊副主査 質というのか……

○樫谷主査 ゼロということはないわけではないでしょうけど、例えば、極端に半分になっちゃったといったときにどういうふうに、損害が本当にあったかどうかということも得べかりし利益を逸失することはありませんよね。それはどうなんですか。そういう判断、それは請求するということにはならないんですか。

○徳山企画官 それは渡邊先生がおっしゃられた損害一般にするということ。

○渡邊副主査 本当に民法どおりの損害でいきましょうということであれば、それも含め

て、それは含まれるという大原則で入っていくので、ただ、実際にやらなくて済んだメリットもあるはず、メリットというか、セーブできたものがあるはずなので、それで損益相殺しましょうとか、一般ルールでやるというのも1つの考え方ではあると思うんですけど、ただ、もしかすると、最初のコストの計算方法が全然違ったんですということなのか、あるいは損害の計算の仕方として単価を使いましょうということもないのではないのだろうと思うんですね。

○徳山企画官 ケース・バイ・ケース。

○樫谷主査 ケース・バイ・ケース、特にそういうことですからね。だから単価とか入れるとおかしいから、金額の交渉みたいな形になるんですか、どうですか。

○徳山企画官 両方兼ねておくのかと、損害に一般原則……

○渡邊副主査 単価を使うとしたら、さっき申し上げたように、調達コストが違ったのに予想外でしたというのにとどめましょうと。それ以上のものはお互いに細かいことを言って、刺したり刺されたりということは避けてというようなご発想に立つのではないかと思うんですけど、ただ、いずれにせよ、民法上のそういう損害賠償の請求を排除しないということであれば、最初から一般ルールでやりましょうというのも1つの選択だと思うんですね。

○樫谷主査 実際少なかったとき、なかなか損害賠償というのも民間もなかなか言いづらいところがあるんですよ、量が少ないと。

○徳山企画官 大部分が人件費。

○樫谷主査 1カ月拘束するという前提で、単価が1,000円だったと。ところが3日になったので1万円になりますよというような意味ぐらいなんですよ、極論をいえば。その場合は単価は見直すということはある得ますね。

○渡邊副主査 3日のためでも1カ月雇わなければいけないとか、そういうことですよ。

○樫谷主査 せっかく契約してしまったので、ただ、ほかに引用できれば、また。ケース・バイ・ケースということになりますよね。

○徳山企画官 両方の……時間もありますし。

○樫谷主査 協議していただけますか、趣旨はそういうことだと思いますので、文章の問題だと思いますので。よろしいですか。事務局からそれ以外に何かありますか。よろしいですか。その部分ですね。

それでは、私からの確認の意味を込めてコメントをしたいと思います。

まず、議了付議に当たってのコメントであります。まず今回、総価契約を基本としたこと、複数年契約をしたことの目的というのは、サービスの質を維持・向上しつつコストを削減する上で、民間事業者が創意工夫を発揮しやすいようにするためであることを十分ご理解いただきまして、従来とは事業実施の考え方が大きく変わったということを十分にご確認いただきたいと思っております。競争性を確保する上で、より多くの民間事業者に入札に参加していただきますように、業界団体などに対して積極的に周知・広報することもお願い

いしたいと思います。

また、民間事業者が企画書の作成や入札金額の見積りを行う上で必要十分な情報をわかりやすく提供する必要があります。このため入札説明会等において、従来の実施状況に関する情報等について質問があった場合には丁寧に対応いただくとともに、センターからも積極的に情報公開するようお願いしたいと思います。また、現場説明会についても十分な時間をとっていただくことをお願いしたいと思います。なお、事業実施期間中、施設改修工事等に伴う休業は一部業務の中止が発生した場合に、民間事業者との間でトラブルが生じないよう、先ほどの件なのですが、業務費内訳書により調整を行う場合の処理、休業期間が100分の20を超える場合の処理について、民間事業者と十分に協議した上で取り決めておくことをお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○河村課長 ありがとうございます。

○樫谷主査 ご確認いただいたということでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで4回の審議を行いました。本日をもって、先ほどのがちょっと残っておりますけれども、小委員会の審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了したいと思います。

なお、次回の開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。

本日はどうもありがとうございました。